

期 間： 令和6年7月31日（水） 午後2時30分より

場 所： 真鶴町民センター 第3会議室

出席者： 瀬瀬 教育長、瀧本 委員（教育長職務代理者）、
岡田 委員、高橋 委員、
清水 教育課長、青木 教育総務係長、上甲 主査、
書記：板川 主事

欠席者： 松野 委員、
塩田 学校建設専任課長兼指導主事、飯島 学校教育専任課長兼指導主事、
大竹 社会教育係長、

傍聴者： なし

議事

1 教育長のあいさつ

2 協議事項

- (1) 令和7年度教科用図書採択について
- (2) 学校建設に係る学校建設候補地について
- (3) 真鶴町立中川一政美術館条例の一部改正について
- (4) 真鶴町教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
- (5) 真鶴町教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- (6) 町議会9月定例会提出の補正予算について
- (7) 令和5年度教育委員会関係決算について

3 報告事項

- 令和6年度6月事業報告、7月事業計画
- 社会教育・生涯学習関係
- 学校教育関係

額瀨教育長： それでは定刻となりました。ただいまの出席者数は4名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める定足数に達しておりますので、これより令和6年度真鶴町教育委員会7月定例会を開会いたします。

それでは改めまして、皆さんこんにちは。

全員： こんにちは。

額瀨教育長： 毎日暑い日が続いておりますけど、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。特に、今日は午前中、湯河原の方で中学校の教科用図書採択協議会がございまして、それへのご参加も本当にありがとうございました。

学校の方は夏休みに入って、もうこれで10日ぐらい経ちました。大きな事件、事故については特に報告は来ておりませんが、毎日皆さんもニュースで見ている、子どもの水の事故であったり、あるいは事件に巻き込まれている子どものニュースなどをいろいろ聞かれていると思います。本当に心の痛い思いがしております。真鶴町も、そういうことが無いように我々も学校とまた連携を、情報交換をしっかりと取りながら進めていきたいと考えております。今日も協議事項たくさんございまして、教科書採択の関係。あと、学校建設に関しても大きな動きがありましたので、その辺り十分にご審議をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは案件に入らせていただきます。協議事項（1）令和7年度教科用図書採択について、事務局から説明をお願いします。

清水課長： はい。1番の令和7年度教科用図書採択についてでございます。説明の前に、ホチキス止めになっています。1枚目が令和7年度使用小学校教科用図書一覧表、2枚目が令和7年度使用中学校教科用図書一覧表、3枚目が令和7年度使用小学校特別支援学級用一般図書一覧表、4枚目が令和6年度使用小学校特別支援学級用一般図書一覧表、最後、5枚目が令和6年度使用中学校教科用図書一覧表となっております。それでは説明に入らせていただきます。教育長が今おっしゃったとおり、午前中は足柄下地区採択協議会のご出席ありがとうございました。今回、中学校教科書採択替えということで、それぞれの教科につきまして、決定していただきました。発行者が入っている一覧表の2枚目です。中学校についてはご確認をお願いします。小学校に関しましては、昨年度採択替えをし、継続して使うため、同じ教科書で入っております。一番後ろの表に中学校の令和6年度が載っているのですが、変わったところとしましては、上から4つ目の社会（歴史的分野）が、現在の教科書と会社が変わっております。続きまして、理科につきましても変わっております。3つ下の美術につきましても、採択で変わっております。その次の技術家庭。技術分野と家庭分野も、こちらも今回変わっております。英語も今回変わっております。英語につきましては、令和7年度一覧表を見ていただくと分かりますように、「開隆堂出版」と「光村図書出版」になってございます。今回採択されたのは

光村図書出版でございますが、開隆堂出版は現在使っている1年生と2年生が来年上がっても、英語に関しましては、この開隆堂出版を使うということで入ってございます。来年新しく入る1年生については、光村図書出版になるものでございます。続きまして、3枚目の令和7年度使用小学校特別支援学級用一般図書一覧表でございます。小学校につきましては、昨年採択替えがありました。基本的に変わらないのですが、こちらの特別支援学級用につきましては、その次の4ページ目です。令和6年度の図書が載っているのですが、こちらから変わってございます。今、特別支援にいる子に合わせて変えるというお話でございました。今のところは、小学校特別支援学級は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第5項、前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。また、小学校特別支援学級用一般図書においては、それぞれ小中学校から在籍する生徒一人一人の障がいや発達状況に応じて、各学校において選定した図書を教育委員会でそれぞれに採択するものとなっております。そちらを受けまして、今回、特別支援学級用図書が令和7年度は変わっているものでございます。今回、お配りしました1枚目、2枚目、3枚目につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。ただいまの説明についてご意見ご質問のある方は挙手をもってお願いいたします。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします

瀧本委員： 開隆堂を来年2、3年生が使わなくてはいけない理由というのは何なのですか。

清水課長： はい。少々お待ちください。中学校の教科書につきまして、「需要数報告留意事項」が採択替えに対しまして、来ています。その中で英語につきましては、「学習指導要領において3学年分の指導内容が一体となっている。教科書は学年別に発行されている。そのため、採択教科書を変更した場合、第1学年については採択変更後の発行者の新版教科書を使用するが、第2学年及び第3学年については、学習内容の連続性に配慮し、原則的に採択変更前の発行者の新版教科書を使用すること。」となっております。こちらに基づいて、来年の2、3年生は、今1、2年で使っています開隆堂出版の教科書を使うとなっているものでございます。

瀬瀬教育長： よろしいですか。

瀧本委員： 話は分かりましたけど、なぜ英語だけなのでしょう。

瀬瀬教育長： そうですね。

瀧本委員： 不思議だよね。これ。ありがとうございます。

瀬瀬教育長： そこはきちんと3町で当然確認もされているということで。文書は別の所から来ているのでしょけれど。

清水課長： そうですね。3町のところはきちんと確認した方がいいですね。でも、この一覧は当町で作っているの。そこは確認します。

瀬瀬教育長： それに関連してでも構いませんし、他でも構いませんが、何かありましたらお願いいたします。特にございませんか。今日の午前中の協議会の感想でも結構ですけど、いいですか。それでは協議事項（1）について質疑を終了いたしますので、この教科書の採択について、挙手により採択をしたいと思います。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして、協議事項（2）学校建設に係る学校建設候補地について、事務局から説明をお願いします。

上甲主査： はい。それでは議題（2）学校建設に係る学校建設候補地について、ご説明いたします。それでは資料1をお願いいたします。本日、資料1につきましては、各委員の発言内容が最終確認前ということもあり、会議終了後回収とさせていただくことをご理解願います。なお、当該委員会の議事録はできるだけ速やかにホームページに掲載していくことといたしますので、ご理解をお願いします。それでは経過説明および経過報告に入ります。教育委員会では、これまで「真鶴町学校教育あり方検討会」、「幼保小中一貫教育町研究指定」、「真鶴町学校建設準備委員会」等で、これからの真鶴の魅力ある教育の実現について、児童生徒数の将来推計、小中学校校舎の耐用年数等により、長寿命化に適さないなどの調査結果から協議を重ね、教育委員会では、「施設一体型の小中一貫教育を推進していくことが望ましい。」との結論となり、学校制度や建設候補地について議論を重ねてまいりました。建設候補地につきましては、学校設置基準に準拠し、最終的に小学校地か、中学校地のどちらかに建設することを確認したものでございます。その結果を基に、去る7月16日に開催されました学校建設準備委員会で、次のように意見が集約されましたので、その結果を受け、当教育委員会として協議していただき、意見をまとめていただけれ

ばと思います。協議の前に学校建設準備委員会の経過報告をさせていただきます。建設準備委員会の会議資料は事前に配付をさせていただきました。資料6-4、資料6-5-1A1案裏面、資料6-5-2B1案を、本日参考資料として机上配付させていただきました。建設準備委員会では、評価項目の事務局案は当初4つの視点を軸に資料6-4のとおり、比較検討表を作成いたしました。まず第1に「学習環境」に関する事で、既存公共施設の併用等による建設敷地およびグラウンド敷地面積の確保状況、仮校舎移転の場合の教室数等の影響、それぞれの候補地の景観に関する事等。第2に「建設候補地の立地状況」に関する事で、小学校地の場合、石積等の状況、工事に際し、搬入車両等の経路や搬入路に関する事、グラウンド下の真鶴道路トンネルに対する影響等。中学校地の場合、南側、東海道線の影響に関する考察。第3に「給食」に関する事で、仮校舎がまなづる小学校の場合、自校給食を中学生も実施するための既存施設の改修の有無。仮校舎が真鶴中学校の場合、自校給食継続による給食室の仮設計画またはセンター等からの配送による給食を実施する場合の施設改修計画の有無等。第4に「通学」に関する事で、現在の児童生徒の所在地から考察するスクールバスの利用、安全面、課題等、登下校に関する事。以上、4点を中心に比較検討していただき、学校建設準備委員会として議論をしていただいたところ、挙手制などの採決方式ではなく、あくまでも各委員の評価による総合的判断で決定していくこととなり、1ページ上段に記載の評価軸は、最終的に5つの評価事項を基に判断することとなりました。評価方法は、「絶対こちらがいい」「とても優れている」は◎。「いいだろう」「優れている」が○。「評価できない」「判断が難しい」は一で意見を出し合い、1ページ中段から6ページまで、各委員の発言内容の要旨および評価軸ごとの評価総計を示してございます。7ページをお願いいたします。各評価項目別に、評価結果の集計をお示しさせていただきました。1つ目の評価軸「安全面」では、「小中どちらも登下校時の安全配慮が必要で、甲乙つけがたい。」という意見が多く、「立地面」に関しましては、施工中の条件および開校後の諸条件から総合的にB案が良いとの評価結果です。2つ目の評価軸である「学習環境」につきましては、充実した体育事業実現のため、グラウンドが広く確保できるB案の評価が多い結果でした。3つ目の評価軸「町民との交流」に関しましては、意見も拮抗してございました。小学校の跡地事業に関しては最後に述べますが、跡地利用に関する付帯意見を提出することを条件とし、概ねB案でまとまっています。4つ目の評価軸「給食のあり方」については、「やり方次第でどちらとも言えない。」という1件の意見以外は、B案であれば、仮校舎を予定する令和8年度2学期より完全給食の実施が可能となることから、全委員がB案を評価してございます。最後に、5つ目の評価軸「移転の条件」です。まなづる小学校に建設する場合、真鶴中学校を仮校舎とする際、最大で6クラスの普通教室が不足となり、プレハブ等の仮設費用が大きな財政負担となることから、B案を評価されたのではないかと推察してございます。以上の協議結果から、学校建設準備委員会としての意見を述べます。真鶴町学校建設準備委員会としては、『「真鶴中学校」に新校舎を建設することと決定する。ただし、小学校跡地の活用について、町民との交流が

可能な防災機能を併設した文化交流施設あるいは、ひなづる幼稚園の移転を含み、町民の交流が活性化するようなシンボリックな計画となるよう付帯意見を提案していくものとする。』という結果になりました。今後、付帯意見につきましては、再度、学校建設準備委員会としての意見を集約し、教育委員会8月定例会に提出させていただく予定でございます。資料1-1別紙、申出書(案)をお願いいたします。本定例会で学校建設候補地の選定について承認が得られましたら、裏面、空欄となっている丸印に選定された「まなづる小学校」または「真鶴中学校」を、財産の取得および処分の欄には、それぞれの該当施設を記載し、真鶴町長へ申出書を提出していく予定でございます。財産の取得予定年月日につきましては、今回仮に2030年(令和12)年4月1日と記載してございますが、今後の設計業務、工事の進捗状況等により、新校舎の使用開始時期に合わせまして、前倒しあるいは4月1日以降となる可能性があることはご承知おき願います。説明は以上となります。額縁教育長、瀧本委員が準備委員会に出席をしてくださいました。何か補足説明があればお願いいたします。

額縁教育長： はい。ありがとうございました。瀧本委員、何か補足ございますか。

瀧本委員： 補足。何を話していいかわかりませんが、こんなに上手にまとめてくださいます。ありがとうございます。点数など、そこに現れている以上に委員の皆さんの思いが、すごく熱いところがありまして、本当にまとまるのかなという状況で進められたのですが、ただ、やはり思いは皆さん一緒なので、真鶴の子どもたちのためにということで、こういう結果になりましたと、まずはお伝えしたいなと思いました。これから実際問題としては、場所が決まって、これからどうしていくのかという辺りの真鶴中学校、それから、まなづる小学校と両方を含めて考えていきたいと思っておりますので、ぜひ皆さんのご意見もお伺いできたらと思います。以上です。

額縁教育長： はい。ありがとうございます。自分も委員会に出させていただきましたけど、本当に建設場所については、特に真鶴在住の方、長く住まわれる方についてはいろいろな思いがある中で、それぞれ良い面もあるので、全員が全員、A案、B案でまとまることはないだろうなという気持ちでいました。自分は一委員でしたので、どちらに決まろうが決まった方で、もうその後は進めていくしかないなというつもりでいたのですが、瀧本委員長が本当に上手にまとめてくださって、一人一人の意見を聞いて「方向としてはB案ですかね。」という形で整理をしてくださったので、事務局としても非常にその後の動きが取りやすくなったと感じています。ここに◎、○をつけてありますけど、もう1回委員さんの方に確認の意味で校正をかけて最終確認をした上で、また数字を打ち出したいと思っております。体制としては、5項目ある中で「町民との交流」。やはり「公共施設がこっちに多いということで、小学校の方がいいのではないか。」という意見が若干多かったと感じておりますが、他の面ではいい文化あるいは中学校側の方がいいのではないかという、そんな体制だったよ

うに私は思っております。本当にこれからが大変ですけど、しっかり頑張っていきたいなと思っております。

岡田委員、高橋委員、感想でも結構ですので、ありましたらお願いします。

岡田委員： はい。資料がとても分かりやすく、昨日1日、これを拝読させていただいて、流れがよく分かって良かったです。前回はこの流れの内容がよく分からないので、少し端に追いやられた気分で座っていたこともあったのですが、一度読んでみたら本当に丁寧に皆さんが議論をした中で、それこそ先ほど教育長がおっしゃったように、これだけの人が集まって、皆が同じ意見にまとまるということがない中を、協議を重ねてここに今至っているのだなというのはよく理解させていただいたので、ありがたいと思っています。場所に関しても、いろいろまだきつとあるのでしようけれど、この方向で進めていくということで了解をして進めていくのだなと思いました。

瀬瀬教育長： はい。高橋委員、いいですか。

高橋委員： 朝から全部初めてのことばかりで、頭がいっぱいなのですが。私も皆でよく考えた上で決まった場所であれば、そこを中心にしっかり一委員として支えていければ、そんなのではないのですが、思っています。それぞれ想いはあります。私もまなづる小学校、真鶴中学校なので、いっぱい想いはありますが、それを良かれと思って決めたことに進んでいけたらいいと思います。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。何か結果やまとめ方などで質問があれば、今ここを出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。基本的には、この教育委員会定例会の決定が1番になりますので。財産の取得場所については、最終的に町長の判断なのですが、教育委員会で承認を得たものを町長の方に持っていく形ですので、しっかりと審議をした上で進めたいと思います。

高橋委員： 審議を重ねた上でのこの表になり、こういうまとめ方にはなっていると思うので、特に。

瀬瀬教育長： よろしいですか。

高橋委員： はい。

瀬瀬教育長： それでは特に質疑が無いようでしたら、質疑の方は終了ということで。では、協議事項（2）学校建設に係る学校建設候補地について、挙手により採決をしたいと思っております。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。よろしく願いいたします。はい。どうぞ。

上甲主査： 教育長。参考資料で机上配付させていただきますA-1案とB-1案。この配置につきましては、あくまでも校舎の延べ床面積を5,500㎡として確保した場合、グラウンドがどのように確保できるかという。必ずしも、ここに校舎の建設場所が決定したのではないことをご承知おきください。よろしく願いします。

瀬瀬教育長： はい。では、資料1を回収でいいですか。

上甲主査： はい。

瀬瀬教育長： ありがとうございます。

それでは次に進めたいと思います。協議事項(3)真鶴町立中川一政美術館条例の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

清水課長： はい。協議事項(3)真鶴町立中川一政美術館条例の一部改正についてでございます。こちらにつきましては、先般、『社会教育施設の移管について』ということで、総合教育会議でもいろいろお話があった中の美術館でございます。7月3日に美術館運営審議会が開催されまして、そちらで町長の方から審議会に説明をし、「こういうスケジュールでやります。令和7年4月1日に移管をかけます。」ということで、今回、9月議会に条例を上げて、施行日がここには入っていないですが、令和7年4月1日に美術館を町長部局に移管をするということで、こちらの改正を行ったものでございます。それでは第1条でございます。第1条の3行目です。「普及と文化教養の向上を図る」のところ。「普及と文化教養の向上及び町内外の方が真鶴町を周遊し、気軽に立ち寄り文化芸術に触れ親しむことができる観光拠点とする」を加えました。こちらにつきましては、まだ完全には決まってないですが、町長部局の移管先は産業観光課になる可能性が高い状況でございます。そういうものもございまして、こういう一文を足したものでございます。次に第3条です。右側の旧(改正前)では、「(管理)美術館の管理は、真鶴町教育委員会がこれを行う」でしたが、教育委員会から町長部局に移るということで、「(管理)」を「(職員)」にしまして、「美術館に、館長その他必要な職員を置く」としたものでございます。第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、別表につきましては、「教育委員会」を「町長」に置き換えているものでございます。先ほども申したとおり、こちらは9月議会に条例を提出するものですが、施行につきましては、令和7年4月1日ですので、ご承知おきください。説明は以上です。

- 瀬瀬教育長： はい。ありがとうございました。美術館の所管を教育委員会から町長部局に持っていく、そのための条例の一部改正ということです。9月議会に諮るために、今回、教育委員会定例会で承認を得て、議会の方に持っていくということになります。今、事務局からも説明ありましたが、美術館運営審議会という組織の中で、町長と審議委員さんで2、3回くらい話を、意見交換をする中で概ね審議委員さんも移管については認められているので、こういう運びになっているということです。何かご意見ご質問あればお願いいたします。
- 瀧本委員： 確認ですが、施行は来年の4月1日からなので、それまでの間は教育委員会が管理をするということです。館長もそのまま。
- 清水課長： はい。
- 瀧本委員： はい。
- 清水課長： はい。自分が館長で。それまでは。
- 岡田委員： 今までは館長は課長が。
- 瀬瀬教育長： 課長が兼務で。岡田委員、何かご意見ありますか。
- 岡田委員： 第3条で「必要な職員を置く」。今までは館長はいらっしゃらなかったのかと。
- 清水課長： 館長はこのところはずっと課長が兼務、兼任で美術館長になっていました。
- 岡田委員： それ以前は。
- 清水課長： 昔。大分前なのですが、囑託で館長さんがいらした時期もあります。ただ、もうここ十数年は教育課長が兼任しています。
- 瀬瀬教育長： 課長の肩書はたくさんあるのです。いろいろな所の館長をやっているのです。
- 清水課長： そうですね。公民館長と美術館長と博物館長と図書館長。あと、体育館長です。
- 瀧本委員： 給料は変わらないのですよね。
- 清水課長： 変わらないです。
- 瀬瀬教育長： それが目的ですかね。その辺の削減が、こういう形を産んでしまっているという

ことですが、はい。他に何かご意見ご質問あればお願いいたします。よろしいでしょうか。質疑を終了いたします。それでは、協議事項（3）真鶴町立中川一政美術館条例の一部改正について、挙手により採決をいたします。原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

額縁教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして、（4）真鶴町教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

青木係長： はい。それでは資料3をご覧ください。真鶴町教育委員会事務局組織等規則の一部改正になります。こちらの規則改正につきましては、上位法であります「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成27年に改正されておりましたが、当規則の修正がされておらなかったもので、ここで改正するものとなります。改正内容といたしましては、第8条の下線部「法第20条第2項」を「法第25条第4項」に修正するものです。説明は以上です。よろしくご審議のほど、ご承認いただきますようお願いいたします。

額縁教育長： はい。ありがとうございます。これは上位法が改正されていたのに直されていなかったということで、今回お願いしたいということでよろしいですね。

青木係長： はい。

額縁教育長： はい。ご意見ご質問はございますでしょうか。特に無いようでしたら挙手により採決をしたいと思います。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

額縁教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、（5）真鶴町教育委員会事務局決裁規程の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

清水課長： はい。真鶴町教育委員会事務局決裁規程の改正でございます。こちらは先月に改正がありました民俗資料館の関係で、民俗資料館をなくす改正でございます。ただ、こちらの第12項に「美術館、図書館、公民館」となっているのですが、美術館は今後9月に議会で諮りまして、通った後に他のものと一緒に改正をしようと考えて

ておるものでございます。すみません。民俗資料館は9月議会に条例を出して、9月30日をもって廃館となりますので、その条例が通って廃館後にこちらを变えるというところでございます。

額瀨教育長： よろしいですか。

清水課長： はい。すみません。

額瀨教育長： はい。ありがとうございます。民俗資料館については、今月号の『広報真鶴』でも出させてもらいましたが、9月30日をもって廃館で、別の利用の仕方を探っていると考えています。美術館については、先ほどお話をしたとおりなのですが、美術館は9月議会が通って、それからまたこれを見直すという判断でいいですか。

清水課長： そうですね。美術館の場合は、施行日が来年4月1日なので、ここではまだ早すぎるかなというところで、もう少し後にやるつもりです。

額瀨教育長： はい。分かりました。それではご質問等あればお願いいたします。

岡田委員： 民俗資料館の中にあつた作品や物は、こちらで保管する感じですか。

清水課長： 今、民俗資料館に約1,900点の物品があるのですが、そちらの方に番号を振って、目録と合わせて他の場所に保管を考慮しておりまして、一部は町民センターにも持ってくる。多分、保険をかけているのが20数点ございまして、そちらについては町民センターか美術館の方に持っていく物があります。それ以外の物については旧保健センターですね。そちらの方に物品を動かす予定で今動いているところです。

額瀨教育長： はい。中にある物について、収蔵品は10月以降に移し替えることとなります。今、その計画を立てているところです。はい。お願いします。

瀧本委員： 「なくす」や「廃館」とパツと言われた時に、少し違和感を覚えてしまったのですが、例えば、資料の保管方法、変更による廃館など、行政上だと何かそういう言葉は出てこないですか。

清水課長： 条例上ですと、「廃止」になってしまうのですが、広報などに出しているのは「民俗資料館の活用方法の見直し」であったり、そういう形ではお伝えはしています。言葉が廃止など、そちらが先に出てしまうというのもあつたので、そういう話で説明します。

額瀨教育長： 基本的に、建物はリノベーションするのでしょうか、残していくという方針が

今。

清水課長：　　そうですね。

瀬瀬教育長：　　現時点ではなっている。

清水課長：　　現時点ではなっています。建物は、きちんと残すというところで、そういう話は立っているようです。

岡田委員：　　大分古いですけど。建物、大分古いですけど、あれはあのまま残す感じですか。補強する。リノベーションする。

清水課長：　　どのように使うかによっても、多分、蔵の方を全面的に使いたいのか。それとも、前の建屋の方を使うのかによっても、また少し違ってくると思うのですが。今、そちらについても町長部局の方で動いている状況です。

瀬瀬教育長：　　他にいかがでしょうか。

瀧本委員：　　要望ですけど、先ほどから「なくす」、「廃館」という言葉が出ているので、それをそのまま出しては少しまずいかなと。町長部局の方に移動した時に、委員会で認めたことになるから。廃館、なくすではなくて、先ほど言った「活用方法の変更による廃館」。ぜひ、そういうふうにしていただきたいと思います。

清水課長：　　はい。分かりました。

岡田委員：　　廃館だと少しドキッとしてしまいます。

清水課長：　　そうですね。多分、条例の説明をする時に提案理由としては、その活用の変更により、条例の廃止という言葉になってしまうのですが、そこは残るよという説明をしていきたいと思います。

瀬瀬教育長：　　その辺りは誤解がないように、これから説明を我々も気を付けていきます。ありがとうございます。それでは質疑は終了としまして、協議事項（5）真鶴町教育委員会事務決裁規程の一部改正について、挙手により採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員：　　（全員挙手）

瀬瀬教育長：　　はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたします。

した。

それでは協議事項（6）町議会9月定例会提出の補正予算について、事務局から説明をお願いします。

清水課長：

はい。すみません。こちら資料5、歳入予算見積書についてでございます。明日、副町長査定がございます。そのあと、町長査定があるのですが、それによって少し変わる可能性もございます。基本的には、こちらの内容でいけると思っていますので、こちらで説明させていただきます。

歳入です。まず1枚目です。17款 寄附金、1項 寄附金、4目 教育費寄附金でございます。こちらは町立小中学校に対する寄附金ということで、6月に湯河原ライオンズクラブさんより、まなづる小学校への備品購入のために200,000円の寄附がありました。それによって、その部分を歳入で補正をかけるものです。続きまして、2ページです。18款 繰入金、1項 基金繰入金、5目 奨学基金繰入金。こちらは奨学基金の人数が6名で確定しましたので、120,000円の減額をする補正でございます。続きまして、3ページです。18款 繰入金、1項 基金繰入金、6目 学校図書等整備基金繰入金。こちらにつきましては、6月に寄附がございまして、当初の基金にも5,000,000円積んでおります。そのうちから小学校と中学校に各500,000円ずつ基金を取り崩して、今年度は本を買っていただくので繰入れをするものでございます。4ページです。20款 諸収入、4項 雑入、1目 雑入。海の学びミュージアムサポート事業補助金（博学連携）でございます。こちらにつきましては、船の科学館の交付決定が出たことにより200,000円の減額がございましたので、歳入を200,000円減額するものでございます。

次のページ、歳出に行きます。教育振興事業。10節 需用費の消耗品費です。こちらにつきましては、まなづる小学校の校帽を毎年新入学生にプレゼントをしているのですが、業者の方から「早く頼まないと、来年の4月に間に合いません。」という連絡が来まして、急遽ここでその分を補正したものでございます。112,000円の増額でございます。続きまして、教育相談事業です。こちらにつきましては、予算額は変わらないのですが、福祉課で「児童虐待防止対策総合支援事業費補助金」というものがございまして、そちらの財源を教育相談事業の講師謝礼に充当し、財源更生による補正でございます。続きまして、5ページです。小学校管理運営事業でございます。こちらにつきましては、12節 委託料。業務委託料で、植栽剪定委託料です。まなづる小学校の裏にウルシの木が先日見つかりまして、「児童が触ってしまうと。」ということで、こちらの剪定費用と、同じくプール付近のイチョウの木。こちら「かなりイチョウの葉っぱが落ちて、清掃がすごい大変です。」ということで併せて枝おろしの剪定をすることになりましたので、381,000円の増額補正をしています。続きまして、13節 使用料及び賃借料。自動車借上料です。こちらの補正理由としましては、小中学校、幼稚園もあるのですが、救急車で児童を移送する際、教員が同乗していきます。それでも小田原市立病院に行った後、帰りの交通手段が無いということがございまして、このところやはり救急車の出動も多くて、「首より上

で何かあったらすぐ救急車で行く」というお話も出ています。そういう需要が増えまして、ここでタクシーの借上料で10,000円を補正しているものでございます。次に複写機借上料。こちらにつきましては、今回の補正でどうなるか分からないのですが、町長案件ということで役場庁舎や教育施設にあるコピー機をまとめて交換するということで今、動いています。それを受けて、小学校も交換となるために予算が計上されているところです。こちらのコピー機は、今後他の施設にもいっぱいあるので出てくるのですが、基本的には町長案件として、こちらはもう特に何も。町長査定でどうなるか分からないですが、コピー機の入れ替えがあります。次に小学校備品購入事業です。こちらにつきましては、先ほど歳入でお話をしましたライオンズクラブからの寄附に対しまして、そちらの寄贈品を買うための200,000円です。総額198,000円の増額補正となっておりますが、こちらでライオンズクラブより小学校に寄贈される備品を購入する費用でございます。その次、教師・児童用図書購入費。こちらにつきましては、先ほどの歳入でもありました図書基金からの繰入れ500,000円分でございます。こちらにつきましては、学校の池田司書にも話をしまして、学校の子どもたちが喜ぶ本はどんな本なのかということで、もう動いていただいております。予算が通ったらすぐ購入をするところでございます。また、匿名の寄附ですが、この寄附者の方に文庫名を付けていただきまして、何でしたか。

青木係長： 『^{しおかぜ}夕風文庫』。

清水課長： 『夕風文庫』と名前を付けさせていただいて、「これが寄附されたものだよ。」と分かるようにする予定です。続きまして、小学校給食事業です。こちらについては、この間、突発的に回転釜の修繕がありまして、そちらの修繕を積んでいるものです。他の修繕については、8月の給食が無い間に修繕をする予定で動いているところです。続きまして、中学校管理運営事業です。自動車借上料です。こちらは先ほど小学校でも説明しました。救急車で行った際の帰りのタクシーの借上料です。その次にありますのが、こちら先ほど説明しました複写機。コピー機の関係で計上してございます。次に中学校備品購入事業です。こちらにつきましては、小学校でもありましたとおり、中学校の図書購入費500,000円分で計上したものです。続きまして、幼稚園管理運営事業です。こちらは小中学校でもありました自動車借上料です。10,000円にするため、1,000円の予算措置がございましたので、9,000円を増額補正しまして10,000円とするものです。その次の複写借上料は、先ほどの説明とおりで。続きまして、公民館運営事業です。こちらにつきましては、11節 役務費手数料。キャッシュレス決済手数料が入ってございます。こちらは、今、町長部局の方でも取りまとめていまして、役場庁舎、公民館、美術館、博物館、体育館。レジを使う所です。そこでキャッシュレス対応もできるようにという話がありまして、端末に掛かる費用は0円なのですが、キャッシュレスの決済手数料が掛かってしまいますので、それを個別に予算措置したものです。その次の複写機借上料は先ほどの説明のとおりでございます。続きまして、文化財保護活用事業です。こちら

につきましては、1節 報酬。文化財審議委員会の委員報酬です。補正理由としましては、文化財審議員規則の委員定数を5名から6名以内に改正し、今年度当初は4名だったものを5月1日に1名、6月1日に1名を委嘱。2名増やしたため、ここでその分を増額補正するものでございます。費用は90,000円でございます。9款 教育費、5項 社会教育費、4目 町民センター費。町民センター施設管理事業です。こちらは町民センターの空調設備、チラーユニットの冷媒ガスが少し漏れているということで、酷くなると今度は本体に関わるので、ここで修繕の補正をするものでございます。続きまして、13節 使用料及び賃借料。AED借上料です。こちらは6月に真鶴町の会計年度さんが仕事にお亡くなりになったということがございまして、こういう施設などもやはりAEDをきちんと整備しておかなくてはいけないのではないかと。特に、町民センターは高齢者も多く来ますし、小さいお子さんもたくさん来ますので、AEDをきちんと常備しておいた方がいいということで、ここで補正をさせていただきます。続きまして、美術館運営事業です。10節 需用費の印刷製本費です。こちらは美術館のパンフレットと角2封筒が不足したことによる増額補正です。その下のキャッシュレス決済。これは先ほど説明したとおりです。その下、13節 使用料及び賃借料の駐車場使用料は、美術館運営審議委員や著作権者のお宅に出張に行く際の駐車場の使用料になるものでございます。続きまして、美術館施設管理事業。こちらにつきましては、先ほどから出てきています複写機借上料が計上されております。続きまして、図書館運営事業です。8節 旅費の費用弁償です。こちらにつきましては、会計年度任用職員の通勤時に利用する駅が、当初予算に挙げていた所と駅が違ったため、増額補正するものです。続きまして、複写機借上料は先ほどの説明のとおりです。続きまして、貝類博物館運営事業。キャッシュレス決済手数料は先ほどの説明のとおりです。続きまして、貝類博物館施設管理事業。複写機借上料で先ほどの説明のとおりです。続きまして、海の学校事業。こちらは歳入で説明しましたとおり、事業の補助金の内示が出て事業費が確定しました。その際に指摘された内容に合うように消耗品費、委託料、使用料を予算措置したものです。続きまして、町立体育館施設管理事業です。こちらにつきましては、先ほどから説明していますキャッシュレス手数料と複写機借上料です。9月補正の内容としましては、こういうものを予算計上しているところでございます。以上です。

瀬瀬教育長： ありがとうございます。やはり丁寧な説明をしてくださいました。それではご意見ご質問がある方はよろしくお願ひしたいと思います。

瀧本委員： つまらないこと聞いていいですか。

瀬瀬教育長： どうぞ。

瀧本委員： 「町長案件」とはどういう意味があるのですか。

清水課長： はい。コピー機関係ですね。コピー機は各施設にあるのですが、電子決済などに対応できるコピー機を、今ここでまとめて全部変えてしまうという話が出ていました。どこの課もそうですが、そういう方向で進んでいる。もう町長からは「これはやりなさい。」というところで、もう進んでいる事業です。うちの方が「いや、できません。」ということができないものです。それで町長案件と書いてあると思うのですけど。

瀧本委員： 町長案件。町長が指示したものということ。

清水課長： はい。そうですね。

瀧本委員： はい。分かりました。

清水課長： 大体、補正などは基本的にはその事業課の方から「これが足らなくなるから、こういうふうに、あれしてください。」など、そう計上していくのですが、これはもう町長の方から降ってきた。「もうこれをやりなさい。」ということで来たものです。

瀬瀬教育長： よろしいですか。納得できませんか。

瀧本委員： いえ。納得はしています。

瀬瀬教育長： 他に感想も含めていかがですか。

高橋委員： キャッシュレス決済ができるコピー機ですか。

清水課長： そうですね。役場ですと。

青木係長： キャッシュレス決済とコピー機は別です。

清水課長： コピー機は別です。

高橋委員： キャッシュレス決済は、どこでどんなふうにする感じですか。

清水課長： うちでいえば、施設。美術館、博物館なり、そういう所でお客さんがキャッシュレス決済でできますよ。PayPay などでもできますよという、払い方の選択肢を増やすという。なので、役場庁舎も1階の窓口と、もしかしたら2階にも置いて「真鶴手帳」や「美の基準」などを買う時に、若い人はキャッシュレス決済を多く使うので、そういうのでパッと払って行かれる可能性もあります。

青木係長： 税金はできません。住民票や課税証明など手数料のみです。

清水課長： 多分、町長は本当にキャッシュレス決済のみにしたかったと思います。しかし、多分そこまでやると、皆さんや自分もそうですけど。

高橋委員： 混乱します。

清水課長： はい。できないので、まずは支払いの選択肢を増やすと。

高橋委員： はい。分かりました。

瀬瀬教育長： これからまたどんどん、いろいろと新しい課題が出てくるかもしれませんが。他に何かご意見等ありますか。特に無いようでしたら、とりあえず教育委員会としてということで、承認いただけるか確認をさせてください。それでは挙手により採決をしたいと思います。原案のとおり教育委員会として賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。では、予算については9月議会で最終決定をするということでお願いします。

清水課長： 教育長、すみません。次の決算の資料を見ていただくと分かるのですが、補正もこういう形でもいいですか。ここのところ、補正予算はこちらの予算見積書で説明をずっとしていたようなのですが、こういう形にまとめることもできるのですね。どちらがいいですか。

高橋委員： 見やすい方がいいです。

清水課長： 多分、こちらだともっと大きい単位で書かれていて、そこをピックアップして説明する形。これだと全部出ているのです。どちらがいいのかなという。自分はどちらでもいいのですが。

高橋委員： 少し見にくいかな。

瀧本委員： 私は読めません。

清水課長： そうしたら、今度はこういう形でまとめてやるようにしますので。

瀬瀬教育長： はい。では、次回から補正の関係については、この資料6のような体裁でまとめてもらえると。

清水課長： そうですね。

瀬瀬教育長： はい。そういう形でよろしく申し上げます。ありがとうございます。
では協議事項、最後になります。(7) 令和5年度教育委員会関係決算について、事務局から説明をお願いいたします。

清水課長： はい。そうしましたら、資料6をよろしく申し上げます。令和5年度一般会計、教育関係の決算額についてご説明をいたします。まず一番上です。12款 分担金及び負担金、1項 負担金、5目 教育負担金。決算額4,670,410円となります。こちらにつきましては、幼稚園管外教育受託児童負担金と市町村共同事業箱根町負担金が入っています。前年度に比べ、幼稚園管外教育受託児童負担金において、受け入れ人数の増加により増額となっております。続きまして、13款 使用料及び手数料、1項 使用料、6目 教育使用料5,662,710円です。こちらにつきましては、幼稚園保育料、博物館・美術館観覧料、公民館使用料、町立体育館・小中学校体育館・中学校グラウンド使用料となっております。これは令和4年度に比べて大きな増減はございません。14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 教育費国庫補助金181,000円です。前年度に比べて大きな増減はございません。15款 県支出金、2項 県補助金、7目 教育費県補助金。これ全部足しますと、2,175,650円です。放課後いきいきクラブ、土曜教室、日本語指導に対する補助金となっております。7目 公立幼稚園等安心安全対策支援事業補助金174,900円が新規となっております。こちらは「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に基づき、バスに安全装置の取り付けをするための補助金となっております。15款 県支出金、3項 委託金、5目 教育費委託金373,750円です。こちらは、かながわ学びづくり推進地域研究委託金。小中学校の実践研究等に係る事業を、神奈川県教育委員会からの委託を受けて実施したものです。16款 財産収入、2項 財産売払収入、1目 物品売払収入1,148,849円です。17款 寄附金、1項 寄附金、4目 教育費寄附金428,000円。こちらにつきましては、幼稚園と小学校のバス利用者からの寄附金となっております。5年度は図書整備に対する寄附はございませんでした。続きまして、18款 繰入金、1項 基金繰入金、5目 奨学基金繰入金210,000円です。奨学基金繰入金は5年度末7名分となっております。5年度末残高は1,503,334円となっております。6目 学校図書等整備基金繰入金。こちらは0円となっております。5年度末残高は281,155円となっております。続きまして、7目 美術館運営基金繰入金。こちらも0円となっております。5年度末残高は2,256,932円となっております。繰入金はございませんが、教育施設整備基金は5年度末残高200,062,280円となっております。続きまして、20款 諸収入、4項 雑入、1目 雑収入のうち教育委員会関係。こちらは新規となっております。令和5年度より管外一時預かり保育受託負担金とし

て、湯河原町と契約をしているもので 238,700 円が増額となっています。次の公民館、図書館内の複写機、印刷機使用料。町民センター、町立体育館自動販売機電気料、販売手数料については、前年度より大きな増減はございません。海の学びミュージアムサポート事業補助金 2,756,985 円は、博学連携事業分 2,000,000 円となり、令和 4 年度はこの博学連携の内定が取れていませんでしたので、その分が新規、増額となっております。令和 5 年度の歳入決算額が 19,939,235 円となっております。前年度比 4,264,935 円が増額となっています。

続きまして、歳出でございます。1 項 教育総務費、2 目 事務局費の増額は人事院勧告に伴う人件費の増により 1,058,811 円の増額。3 目 教育振興費は、教育施設整備基金積立事業として 60,000,000 円で、前年度 40,000,000 円の増により、38,957,349 円の増額となっています。次に、2 項 小学校費、1 目 学校管理費。プールのろ過装置等の修繕、給排水設備の補修工事、黒板張替え工事の実施や小学校の教科書採択替えに伴う教師の指導書の購入の増額がありましたが、小学校施設改修工事として、前年度のプール施設下水切り替え工事、防水改修工事、体育館照明器具改修工事がなくなったため、前年度に比べて 1,708,304 円の増額にとどまっております。続きまして、2 項 小学校費、3 目 給食費、備品購入費。こちらにつきましては、冷凍庫や食器用のラップを購入。給食援助費は、令和 4 年度はコロナ臨時交付金を活用していましたが、令和 5 年度は通常に戻ったため、2,473,464 円の増額となっています。続きまして、3 項 中学校費、1 目 学校管理費。施設改修工事費。令和 4 年度に施設改修として体育館照明器具改修、防水改修工事を実施していましたが、令和 5 年度は施設改修工事がなかったため、6,766,572 円の減額となっています。続きまして、4 項 幼稚園費、1 目 幼稚園費は職員人件費および会計年度任用職員の人件費の増により 1,249,104 円の増額となっています。続きまして、5 項 社会教育費、4 目 町民センター費。町民センター照明等改修工事 4,521,000 円を実施いたしました。前年度は外調設備、空調設備改修工事 7,150,000 円が実施されていたため、3,180,253 円の減額。6 目 美術館費。職員の減による人件費減額と、前年度は美術館入口前の歩道工事 2,750,000 円、排煙設備改修工事 2,090,000 円が実施されていたため、トータルで前年度に比べて 8,475,530 円の減額となっております。7 目 図書館費。人件費の増額および図書館システムの借上が、システムの更新により 1,902,844 円の増額となっております。8 目 貝類博物館運営費につきましては、人件費の増額および貝類博物館ミュージアムサポート事業補助金（博学連携）の採択により、6,137,520 円の増額。6 項 保健体育費、1 目 保健体育総務費は人件費 2 名分となったことにより、3,323,625 円の増額となっています。2 目 体育館運営費。前年度は浄化槽更新工事 16,632,000 円がありましたが、今年度は工事の実施が無いことにより 15,071,408 円の減額となっています。教育費全体としましては、前年度に比べ、27,409,140 円の増額となっております。次のページ、2 款 総務費から支出した地方創生臨時交付金関係事業は、別添の記載のとおりです。説明は以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。なかなかこの機会に聞いただけではスッと入ってこないところもあるのですが、お気づきになった点があればお願いしたいと思います。やはり表の作りなのですが、款、項、目が出ていて、もう1つぐらい増減に大きく絡んでいっているものを。次は節になるのですか。

清水課長： 節ですね。

瀬瀬教育長： それの大きいのを入れておくと、説明を聞きながらでも。

清水課長： そうですね。

瀬瀬教育長： 「これが人件費で、こんな倍になったんだな。」と分かるので、聞いていても楽しくないという。

清水課長： そうですね。

瀬瀬教育長： はい。次回、この補正の細かい資料を出さないというのであれば、なおさらその方が。手間かもしれないけど。

清水課長： そうですね。それはできます。

瀬瀬教育長： 要望というか。あとはいかがでしょうか。それではよろしいですか。特に質疑無しということで。では、これも最終的には議会の方で議決を得る形になりますが、教育委員会として確認をしたいと思います。それでは挙手によって採決をしたいと思います。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。それでは、これで予定されていた協議事項は全て終了ですが、事務局から何かございますでしょうか。いいですか。委員からは何かございますか。よろしいですか。

それでは報告事項に入りたいと思います。では、学校教育からお願いします。

青木係長： はい。まず、7月の事業報告から簡単にご説明させていただきます。2日に、まなづるっ子・チーム支援会議。5日に校長会。12日に、皆さんにご出席いただいた教科書検討会。16日には、先ほども説明がありましたとおり、学校建設準備委員会が開催されました。次回は9月17日です。18日には教頭会。19日には幼小中1学期が終わりまして、午後に町教職員不祥事防止研修会を開催しました。7月20日か

ら8月29日までが幼小中の夏休みとなります。22日にふるさと研修会。25日には、東洋大学名誉教授の長澤悟先生にお越しいただき、学びづくりの一環として研修会を開催しました。本日31日、教科書の協議会と定例会を開催しております。

裏面をご覧ください。8月の予定です。2日に第2回目となる小学校学校運営協議会が開催されます。13日から16日まで、幼小中の日直を置かない日ということで、先生が誰も学校にいない日となります。16日金曜日は、最後となります採択検討会があります。よろしくお願いたします。19日には児童生徒指導研修会。26日は教育委員会定例会。29日、校長会。そして、30日金曜日より2学期が始まります。以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。社会教育、続いてお願いたします。

清水課長： はい。そうしましたら7月です。すみません。大竹係長がいませんので、自分が。6日、おはなし会。7日に足柄下郡スポーツ推進委員協議会研修会がありました。同日に海のミュージアムがありました。12日、スポーツ協会第2回理事会がありました。22日に子ども水泳教室がございました。23日、子ども水泳教室と青少年愛護パトロールが始まっております。24日からプール開放をしております。25日は子ども陶芸教室。26日の青少年指導員協議会定例会と、貴船まつり夜間特別パトロールはできませんでした。29日が海と山の子どもたちの交流会事前説明会。30日が青少年愛護パトロール。子ども食育クッキング。本日午後に環境学習教室として、ペットボトルソーラーランタンを子どもたちが作成しているところです。

裏面をお願いします。明日、昼間にフィンスイミング教室がございまして、夜に町民運動会運営委員会。4日、親子木工教室と海のミュージアムがございまして。6日、お楽しみ工作教室と愛護パトロール。8日、9日で海と山の子どもたちの交流会。安曇野市と檜原村から子どもがやっております。13日、青少年愛護パトロール。15日、子ども陶芸教室と愛護パトロール。16日が1日図書館員と、夜のプランクトン観察会がございまして。17日、18日も1日図書館員がございまして。18日は、グリーンエイド真鶴の海岸清掃。あと、海のミュージアムもございまして。20日、子どもアート教室と愛護パトロール。21日に1日消防隊員がございまして。23日、プール開放が終了します。夜に、夜のプランクトン観察会がございまして。27日が第2回真鶴放課後子どもいきいきクラブ運営委員会と、愛護パトロールがございまして。社会教育の予定は以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。何かご質問等あるでしょうか。

青木係長： 貴船まつりの1日目。26日、青少年指導員協議会定例会はできなかったのですが、毎年、中学校の先生が数名で夕方に来てパトロールしていただいております。今年も来ていただいたので、併せてご報告いたします。

瀬瀬教育長： はい。あと、8月2日に学校運営協議会小学校。これは1日ではないですか。

青木係長： 失礼いたしました。1日です。

瀬瀬教育長： 明日ですよ。

青木係長： 1日の10時です。

瀬瀬教育長： よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは報告事項で、それ以外に何か事務局からありますか。

清水課長： はい。1つ。GIGA 端末の更新関係で少しご報告がございます。今、小中学校のタブレット端末の更新に向けて話し合いが進められています。更新の使用開始日としては、令和8年度4月以降にされるところで動いています。真鶴町で使用している端末はiPadとなっています。今年度、「iPad がいいのか」、「Chromebook がいいのか」などのお話をされまして、6月17日から21日でChromebookを学校の方を持って行って実機の体験をしていただき、その後に端末更新に向けた教職員アンケートをやっております。そのアンケートをまとめて、町としてはiPadに更新。iPadで、そのまま更新をするところで動いている状況です。9月に県の方で共同調達の話が出まして、来年2月にその整備の事業計画を提出したりなどをしていくようになります。令和7年度に現在使っているiPadのリース期間が満了します。後が令和8年度2月に切れますので、その前にiPadを購入ということで、今動いているところでございます。また、話が細かく決まりましたら、ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。タブレット端末は、真鶴町はiPadの方向で今動いていると。価格的には若干高いけど、故障がしづらいなど、いろいろChromebookとの比較をする中で、先生たちも非常に利用しやすいという判断の下、そちらにさせてもらうということで。これからまたお金も掛かってくるので大変ですが、手続きをよろしくお願いいたしますと思います。他に報告はございますか。いいですか。

それでは、なければこれで全ての案件が終わりましたので、これをもちまして7月教育委員会定例会を終わりといたします。どうもありがとうございました。

全員： ありがとうございます。

瀬瀬教育長： 午前に引き続き、長時間にわたりありがとうございました。